

# 大規模災害発生時における廃棄物対策行動指針（仮称）（骨子）

## — 目 次 —

### 1. 総 則

- (1) 行動指針策定の経緯
- (2) 行動指針策定の目的
- (3) 対象となる大規模な災害の考え方と基本的な対応方針
- (4) 行動指針の位置づけ

### 2. 関係者の役割・責務について

- (1) 基本的な考え方
- (2) 地方自治体が行う事項
- (3) 地域ブロック単位で行う事項
- (4) 国が中心になって行う事項

### 3. 地域ブロックでの行動計画の策定とそのための連携のあり方

- (1) 行動計画の策定の必要性
- (2) 行動計画に盛り込む事項
  - ① 地域ブロック協議会の設置
  - ② 行動計画の位置づけ
  - ③ 地域の特性を踏まえた被害の想定
  - ④ 処理方針（目標期間の設定等）
  - ⑤ 地域ブロック内におけるネットワークの構築
  - ⑥ 行動計画に基づくブロック内関係者の合同訓練、セミナーの実施
  - ⑦ 地域ブロックの各参画者の災害廃棄物処理対応状況の共有
  - ⑧ 行動計画の点検・見直し
- (3) 地域の災害廃棄物関連計画等との連携

## 4. 大規模な災害時の国のリーダーシップと発災後処理指針の策定

(1) 基本的な考え方

(2) 発災後指針（処理指針）に盛り込む事項

- ① 処理の推進体制
- ② 発生量の推計
- ③ 目標期間及び特例地域の設定
- ④ 災害対策基本法等に基づく特例的措置
- ⑤ 災害時におけるし尿、生活ごみの収集、処理体制の整備
- ⑥ 適正処理の確保（種類別の処理方針）
- ⑦ 処理フローの作成
- ⑧ 再生利用先、最終処分場の確保（主に復旧・復興期）
- ⑨ 処理の工程表の作成と処理の実施、進捗管理
- ⑩ 住民、被災者への対応

# 1. 総 則

## (1) 行動指針策定の経緯

- ① 本「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（以下「行動指針」という。）は、大規模災害時における災害廃棄物対策をさらに強靱なものとするべく、東日本大震災はもとより過去に発災した比較的規模の大きい災害による教訓・知見及びこれまでの取組の成果をまとめるもの。
- ② 東日本大震災以降、政府全体で減災・防災対策が進み、災害時の廃棄物対策についても、国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日中央防災会議決定）等において、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の実施に向けた計画の策定が重要な課題として位置づけられている。
- ③ 環境省においても、平成 25 年度以降「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」を開催（平成 27 年度に改称、以下「検討会」という。）し、巨大災害時における災害廃棄物処理について総合的な検討を行い、「巨大災害時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」（平成 26 年 3 月）と「巨大災害発生時における災害廃棄物に係る対策スキームについて」（平成 27 年 2 月、以下「対策スキーム」という。）を取りまとめ。  
同時に、地方環境事務所が中心になって平成 26 年度より順次地域ブロック単位で関係者の協議会等を設置し、各地域での大規模な災害への備えに向けた準備を開始。平成 27 年 3 月には、制度的な対応が必要なものについて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）として取りまとめ、第 189 回国会に法案を提出。
- ④ 本行動指針は、検討会における議論の内容を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法（以下「災対法」という。）に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を確保・実現するため、これらの法律に係る計画等において踏まえるべき、大規模な災害に向けた対策の基本的考え方を具体的に示すものとして策定。

## (2) 行動指針策定の目的

- ① 環境省は、近年の災害の教訓・知見を踏まえ、実際に処理にあたる市町村等の災害廃棄物対策を推進するため、「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月）を策定、周知。他方、対策スキームの「1. (2) 対象とする巨大災害の考え方」において示されているとおり、東日本大震災のような極めて規模の大きい災害では、平時とは次元の異なる対応が必要。

- ② 次元が異なるとはいえ、大規模な災害時であっても、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理が必要。また、分別、再生利用等による減量化も必要。さらに、発災直後においても、衛生状態の悪化を極力防ぎ、生活環境の保全に努めることが不可欠。あわせて、関係省庁との協力の下、復旧・復興政策・事業と十分協調しながら進めることが必要。
- ③ これらの対策を的確に行うためには、「災害廃棄物対策指針」に加えて、大規模な災害に向けた、国、地域ブロック、都道府県、市町村における事前の備えについて、基本的な考え方を整理する必要。本行動指針は、改正法案及び対策スキームの考え方に基づき、大規模な災害時において、災害廃棄物処理に関わる関係者が担うべき役割や責務を明確化し、関係者による連携・協力体制を構築し、もって“オールジャパンでの対応”の実現を目的として策定。

### (3) 対象となる大規模な災害の考え方と基本的な対応方針

- ① 本行動指針は、対策スキームにおいて示された「巨大災害の考え方」に基づき、通常災害とは次元の異なる対応が必要となる災害を対象とする。
- 具体的には、対策スキーム（1. (2) の③）に示された考え方を基本としつつ、改正法案において、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるような著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合には、当該災害を政令で指定し、環境大臣がその処理の基本的な指針（以下「処理指針」という。）を示すこととしていることを踏まえ、次の災害を対象とする。
- （発災前）その被災地域が一都道府県内では留まらず、また隣接する都道府県間のみでは必要な対応が行えないことが想定される規模の災害  
（すなわち、平時の廃棄物処理システムでは対応できず、市町村、都道府県、地域ブロック等の重層的な（平時とは異なる）主体による処理が必要となることが想定される災害）
  - （発災後）被災しなかった地域、又は被災の程度が軽かった地域や、平時には廃棄物処理に従事しない事業者も含めて国（環境省）のリーダーシップの下、一丸となって処理を行う必要があると判断される規模の災害  
（すなわち、少なくとも災害対策基本法に基づく政府の非常災害対策本部が設置された災害であって、平時の廃棄物の処理基準等では対応できないため、政令指定に基づき環境大臣が発災後に策定する処理指針を基軸として対応する災害）
- ② また、災害の規模を表す用語については、改正法案において既存の法律との用語の整理が行われたことを踏まえ、次のとおり整理。
- 対策スキーム中の「巨大災害」については、既存の法律における用語を踏まえ、「大規模な災害」又は「大規模災害」とする。  
（なお、改正法案においては、このような災害のうち、災対法に基づく措置が必要となる災害を「著しく異常かつ激甚な非常災害」と規定。）

○ 対策スキーム中の「通常災害（比較的高い頻度で起こり得る規模の災害）」については、既存の法律において用語が一定していないことから、対策スキーム同様、「通常災害」とする。（なお、通常災害については、従来から廃棄物処理法において非常災害時の応急措置として対策が規定されていたところ。このため、改正法案においても、通常災害のうち、廃棄物処理法に規定する応急措置又は特例措置を適用する必要のある災害を非常災害と規定。対策スキーム中の通常災害は廃棄物処理法上の非常災害よりは広い概念となるが、いずれの災害も平時の法的枠組みで対応する災害であるため、対策スキームの用語を踏襲して「通常災害」を使用。）

③ ①のとおり、本行動指針で対象とする大規模な災害は、平時の市町村による処理のみでは対応ができず、他の主体による協力が必要となるものであり、更に、環境大臣が処理指針を策定し、オールジャパンでの対応が必要となるもの。

このような災害に十全に備えるためには、対策スキームに即して、以下の指針を策定することにより、平時の枠組み・対策では対応できない大規模災害に対して遺漏のない対策を講じていくことが必要。

i) 発災前から、地域ブロック協議会等の活動を通じて、行政のみならず民間事業者を含む関係者が連携・協力体制を構築し、地域ブロック内における対策のための「大規模災害発生時に備えた災害廃棄物対策行動計画」（仮称）（以下「行動計画」という。）の策定を目指すための指針（対策スキーム2.（1）「各主体間の役割分担についての基本的考え方」）

ii) 発災後、環境大臣が、空白の期間なく速やかにその災害により生じた廃棄物の処理のための基本方針（処理指針）を策定するための事前の指針

対策スキーム2.（2）「国の役割・責務」であり、大規模な災害発生時に適用する必要がある特例的措置（対策スキーム3-3.「巨大災害時における災害廃棄物処理の特例的措置」）について含むもの

#### （４）行動指針の位置づけ

本行動指針と既に整備済み又は改正法案において整備予定の取組との関係は、以下のとおり。

① 政府における災害対策関係の指針、計画等との関係は、次のとおり。

○ 廃棄物処理法に基づく国の基本方針（第5条の2）、都道府県廃棄物処理計画（第5条の5）等、及び災対法に基づく防災基本計画（第35条）、環境省防災業務計画（第37条）、都道府県地域防災計画（第40条）等に記載される大規模な災害に向けた対策の基本的考え方を具体的に示すもの。

○ 国土強靱化基本法、首都直下地震対策特別措置法、南海トラフ巨大地震特別措置法等、減災・防災に関するその他の関連法、関連計画等に記載された災害廃棄物対策のうち、大規模な災害

に向けた対策を具体化するための指針を示すもの。

- ② 環境省が推進する地域ブロック協議会等の活動目的の一つとして策定することを目指す行動指針の参考となる指針を示すもの。
- ③ 改正法案との関係においては、同法案に規定された大規模な災害時に環境大臣が策定する処理指針（災害対策基本法第 86 条の 5）のひな型をあらかじめ策定するもの。

## 2. 関係者の役割・責務について

### (1) 基本的な考え方

- ① 各主体は、大規模災害への備えの段階及びその発生後の両方において、対策スキームにおいて明確にした役割・責務を果たすことが基本。
- ② 国のリーダーシップのもと、発災前から広域での連携・協力体制を構築することが重要。発災前から地域ブロック単位での行政のみならず民間事業者を含む関係者の連携・協力体制を構築し、ブロック内における災害廃棄物対策を推進。

### (2) 地方自治体が行う事項

(※対策スキーム 2. (3)「都道府県の役割・責務」、(4)「市町村の役割・責務」により引用)

#### 【市町村が行う備え】

- ① 市町村は、平時から、現に生活ごみやし尿の処理のための施設や体制を有し、処理を実施しているが、生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る観点から、災害時においても災害廃棄物処理とともに、域内のごみやし尿といった一般廃棄物について処理を行う責任を有している。
- ② このため、大規模災害時には、被災した場合のみならず被災しなかった又は被災の程度が軽かった場合であっても、その災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理に積極的に取り組み、協力することが求められる。被災の有無及び程度に応じてその役割は異なるものの、被災市町村は、被害状況の把握、都道府県と連携した災害廃棄物処理の実施、その処理を都道府県へ事務委託する場合であっては仮置場や仮設処理施設用地の提供に取り組むとともに、被災しなかった又は被災の程度の軽い市町村は、被災自治体からの要請に応じた広域的な処理の受入れを行うために住民等との調整等について主体的に取り組むことが求められる。

- ③ 災害廃棄物の処理は市町村が行う固有事務として位置づけられているが、その役割・責務は地域の実情に応じて異なる。例えば、政令指定都市のような地域の中核となる市にあっては、通常災害においても周辺市町村が被災した場合には、域内の処理のみならず、周辺市町村一帯の災害廃棄物処理の中核としての役割を積極的に果たすことが想定される。また、遠く離れた地域が被災した場合には、職員の一時派遣等人的・技術的な支援を行うことが想定される。
- ④ また、東日本大震災の経験に鑑みれば、被災市町村単独では災害廃棄物を処理できないことが想定されるため、平時から都道府県、他市町村、地元事業者等と十分な連携関係を構築し災害への対応力の向上を積極的に図る必要がある。
- ⑤ 以上を踏まえ、市町村においては、巨大災害に備え、都道府県の策定する災害廃棄物処理計画及び地域ブロック単位で策定されることとなる行動計画等との整合を図りつつ、仮置場の選定や民間事業者との協定等を進め、発災前から巨大災害時の実効性のある災害廃棄物処理計画等を策定しておく必要がある。
- ⑥ また、発災後には、域内の住民の健康の維持と生活環境の保全を優先的に図りつつ、国の処理指針及び都道府県の実行計画に沿って、事前の準備を最大限に活かし、災害廃棄物の処理に当たることが求められる。

#### 【都道府県が行う備え】

- ① 東日本大震災の例に鑑みれば、被災都道府県は、域内の被害の状況等によって、被災市町村からの要請を受けて災害廃棄物処理に関する事務の一部を地方自治法に基づき受託することが考えられる。また、被災市町村から求められると想定される技術的援助への対応も必要となる。
- ② このため、都道府県には、平時から、市町村との連携・協力や役割分担の明確化、市町村間の相互支援に向けた取組の調整・推進、さらには民間事業者との連携・協力などにより、発災後の処理において極めて重要な事項（仮置場（一次、二次）や仮設処理施設用地の確保、及びこれらの効率的な利用による処理フロー全般の適切な管理）について、関係者の役割分担を明確にしておくことが必要である。特に、被災の程度が軽かった市町村が被災市町村の廃棄物処理を率先して支援するよう、都道府県が中心となって市町村間の調整、連携等を平時から推進・支援する体制を構築しておく必要がある。
- ③ あわせて、被災市町村から災害廃棄物処理に関する事務の一部を受託し、それらの市町村分の処理を一括して行うことを想定した上で地域ブロックにおける連携・協力等により、ブロック内の他の都道府県・市町村との連携の促進に主体的に取り組むとともに、都道府県・地域ブロックとの関係において、どこまでその都道府県・地域ブロック内ででき、どこからは国に支援を求めるとの見極めも行っておく必要がある。

- ④ これら平時における災害対策を進めるために、都道府県には、平時に市町村に対して行っている技術的な援助や、廃棄物処理施設の計画的な広域化の支援、産業廃棄物処理業・施設の許認可を通じて得た処理施設の立地・処理能力等についての情報・知見を活かして、市町村の災害廃棄物の対策の向上に向けて今まで以上に関与することが求められる。また、これらを行うために都道府県自らの災害廃棄物処理に関する技術水準の維持・向上、人材の育成に向けた取組みを行うことも求められる。
- ⑤ 以上を踏まえ、都道府県は、巨大災害に備え、地域ブロック単位で策定されることとなる行動計画や域内市町村が策定する災害廃棄物処理計画等との整合を図りながら、地域ブロック内で協力して処理を分担するため、他都道府県や関係事業者等との協定を締結することも視野に入れつつ、発災前から大規模災害時においても実効性のある災害廃棄物処理計画等を策定しておくことが求められる。その際には、知事会が推進している都道府県間の災害時の相互支援対策を活用する等により、廃棄物以外の災害対策も必要となることを十分に踏まえ、関係部署・団体との連携を十分図る必要がある。
- ⑥ また、発災後には、国の処理指針を踏まえ、事前の準備を最大限に活かしつつ、被害状況を踏まえてどこまで県内で処理できるのかの見極めを速やかに行い、域内における災害廃棄物の処理のための実行計画を速やかに策定するとともに、国に対して必要な支援要請等を行った上で、国と連携して域内の処理全体の進捗管理に当たることが求められる。

### (3) 地域ブロック単位で行う事項

- ① 都道府県の枠を越えた実効的な災害廃棄物処理の枠組みとして、国（地方環境事務所）が中心となり、大規模災害時に、関係者それぞれの役割・責務が適切に果たされ、“オールジャパン”での対応が実現されるよう、地域ブロック単位（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の8地域ブロック）で広く関係者の参画する協議会等を設置する。
- ② 地域ブロック協議会等では、国、都道府県、市町村等の連携・協力体制の構築に加え、廃棄物処理業界のほか各種業界の民間事業者との連携・協力体制を構築する。地元にある廃棄物処理事業者、建設事業者、製造事業者等の民間事業者と円滑な災害廃棄物処理に向けて関係者間で協議し、協力可能な内容を検討した上で、協定を締結する。
- ③ 地域ブロック単位で、被害想定に応じた災害廃棄物の処理の拠点や最終処分場の確保、仮置場や仮設処理施設の候補地の確保、分別・再生利用の徹底と再生資材の利用先の確保等を進めることが重要。

- ④ 被害想定に応じて、複数の地域ブロックにまたがる広域的なネットワークを構築し、広域輸送の拠点や輸送システムの確保を進めることが重要。
- ⑤ 内閣府防災担当部局が整備している地域レベルの協議会等、既存の協議会等との連携を推進する。
- ⑥ 上記の取組みを通じて関係者の役割を明確化し、それを3. に示す地域ブロックの行動計画として具体化。

#### (4) 国が中心となつて行う事項

- ① 大規模災害を想定した災害廃棄物に係る平時からの備えと災害が発生した後の対応の両方について、国が基本的な方針を示す。
- ② 災害廃棄物処理に関する知見や技術の体系的な整理（アーカイブ）を行い、関係者と共有。
- ③ 災害廃棄物の発生量及び要処理量の推計手法を構築するとともに、最新の科学的な知見や実際の災害時の実績に基づき継続的に改善する。また、構築した手法を関係者に周知。
  - 発災前に、地域ブロック協議会等で行動計画を策定するために必要な被害想定に基づいた災害廃棄物の発生量の推計手法を構築し周知する。
  - 発災後、災害の実態を踏まえて発生量や要処理量を推定し、適切な処理方針・規模を設定するため、災害廃棄物量（要処理量）の推計について、初期のものから段階的に精緻化を図る上で必要な推計・モニタリング手法（空撮等も含む）、推計に用いる災害廃棄物発生原単位・比重等の設定方法を構築し、周知する。
  - 発災直後に生活環境等に著しい悪影響を与える可能性のある災害廃棄物や関連する課題に対して、リスク評価等を行い、対応・処理方法や必要な事前の備え等を検討する。
- ④ 災害廃棄物処理に係る技術・システムの開発や、既存技術の有効な組み合わせに関する検討の推進。
  - 仮置場等の選定手法の検討
  - 一次・二次仮置場の全体フロー設計基準の検討
  - 災害廃棄物の再生利用を促進するための受入れ基準や品質等の検討
  - 焼却における残渣率を適正に管理するための分別・選別技術の検討 等
- ⑤ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）（仮称）の構築と運用。
  - 国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、そ

の中心となる関係者による人的な支援ネットワーク（有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等から構成）を平時から構築。

- ネットワークの構成として、以下の機能を有する「支援者グループ」と「民間事業者団体グループ」の2種類のグループを構築する。

(i) 平時の機能

国立環境研究所職員、廃棄物資源循環学会等所属の研究者、環境省及び地方自治体担当官、関係機関の技術者等で構成される「支援者グループ」は、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験を集積・分析し、災害廃棄物対策の充実・強化を進めるとともに、被災した市町村への支援のあり方などの検討を精緻化・深化させる。さらに、地方自治体による事前の備え（災害廃棄物処理計画の策定や人材育成等）を支援する。

一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業（リサイクル業を含む。）に加え、幅広い関連業界も含めたオールジャパンのさまざまな業種で構成される「民間事業者団体グループ」は、各業種間の役割分担等について、必要となる各種情報の収集・整理を行い、それらの情報に基づいて基本的な方針を検討し、発災に備えた連携・協力体制を整備する。さらに、防災訓練等に参画し体制の強化を図る。

なお、個々の地域において具体的にどのような廃棄物処理へ協力を行うかについては、本行動指針を踏まえ、地域ブロックの協議会等において地元自治体等とともに検討する。

(ii) 発災時の機能

「支援者グループ」は、災害情報の収集・分析を行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行う。具体的には、災害廃棄物の処理実行計画の策定支援、有害性や危険性を有する廃棄物の対策支援等を実施。

「民間事業者団体グループ」は、あらかじめ行動計画等において明確化した役割分担等に応じて、大規模災害時の災害廃棄物対策に協力。また、発災時には、現地からのさまざまな事業者団体に対する支援要望を受け付ける窓口機能を担うことが考えられる。

- 地方自治体支援のための D. Waste-Net の派遣ルール等の策定が必要。

⑥ 人材育成による災害廃棄物対応力強化の推進、ネットワーク化。

- 災害廃棄物処理に関する専門性を有する人材とジェネラリスト（災害廃棄物対策や防災対策等について幅広い知識を有する人）の両者の育成が重要。
- 人材育成プログラム（研修型、実践型）として、各地方自治体の中で災害時にリーダーとなる職員を対象とした災害時のマネジメントに関する研修や、技術職員等を対象とした災害廃棄物の発生量の推計、処理フローの作成、処理困難物等の取扱等、災害時に必要なスキルの向上を目的とした研修等の実施。
- 国立環境研究所の災害廃棄物研究に係る取組みを活用し、育成した人材のプラットフォームの構築、関係者のネットワーク化を推進。

⑦ 特例的措置の検討。

- 「著しく異常かつ激甚な非常災害」が発生した場合、災対法に基づき、その災害及び地域を

指定した上で、廃棄物の処理及び委託についての特例的な基準を適用することとなる。そのため、地域指定の考え方やそこで適用することが考えられる特例的な基準の内容につき検討・準備する。

- また、その他の廃棄物処理法に基づく特例的措置に加えて、廃棄物が分別されていない段階においては各種リサイクル法に基づく平時の措置と異なる対応についても検討する。
- 平時からの国及び地方自治体における取組みを実効性のあるものとするためには、大規模災害時に適用されるべき特例的措置の内容をできるだけ明確に整理した上で、関係者の周知を図ることが重要。
- 特例的措置の整備にあたっては、災害の程度に応じた切れ目のない体系的な措置となるよう十分配慮することが重要。

⑧ 国民への災害廃棄物対策に関する情報公開、効果的な発信を推進。

- 「災害廃棄物処理情報サイト」や「災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト」等のホームページを充実させ、国の災害廃棄物の取組や、東日本大震災等の災害廃棄物対応事例（アーカイブ情報）等を発信する。
- 国の災害廃棄物の取組を広く周知するとともに、地方自治体が積極的に災害廃棄物対策を検討する動機付けとなるシンポジウム等を開催する。
- 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の実現のために必要となる災害廃棄物の処理のための用地の確保や、災害廃棄物の受入れ先の確保について、その方法や重要性を国民等にわかりやすい内容で周知するため、普及・啓発ツール等を作成する。

⑨ 財政措置の事務手続きの簡素化、速やかな交付、処理事業費の概算の考え方を検討。

- 発災後に迅速に災害廃棄物処理に必要な予算を見込むための処理時業費の概算の考え方について、過去の実績に基づく処理費用の原単位等を検討。
- 市町村等における処理が迷いなく行えるよう、補助金の対象範囲や速やかな交付のための簡素化手続き等の考え方を事前に十分に検討。

### 3. 地域ブロックでの行動計画の策定とそのための連携のあり方

#### （1）行動計画の策定の必要性

- ① 大規模な災害が発生した場合には、地域ブロック内の関係者が共通認識のもと、それぞれの役割分担を明確にし、足並みをそろえた行動を取る必要がある。災害廃棄物対策に係る課題には個々の地方自治体で取り組むべき課題と、地域ブロック全体で相互に連携して取り組むべき課題がある。後者の課題の解決を図るため、その共通のアクションプランとして、地域ブロック協議会等において災害廃棄物対策の行動計画を策定する。

- ② 行動計画の策定にあたって、まずは基本的な事項を定め、具体的な検討を通じて得られる新たな知見を踏まえて、段階的に充実を図ることが重要。(2)に行動計画に盛り込むことが望ましいと考えられる事項を例示する。

## (2) 行動計画に盛り込む事項

- ① 地域ブロック協議会等の構成と関係者の基本的な役割
- 「2.(3) 地域ブロック単位で行う事項」に記載の内容を中心に記載。
- ② 行動計画の位置づけ
- 「1.(4) 行動指針の位置づけ」及び「3.(1) 行動計画の策定の必要性」に記載の内容を中心に記載。
- ③ 地域の特性を踏まえた被害の想定
- 対象とする災害シナリオの設定（必要に応じて複数の異なるシナリオ）。
  - 災害廃棄物の発生量の推計。
  - 推計発生量及び施設被害想定に基づいた既存施設の処理可能量の試算。
  - 民間事業者等から入手した情報の整理（有害物質等を含んだ廃棄物の発生可能性等）。
- ④ 処理方針（目標期間の設定等）
- 既存施設（一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、セメント製造事業所等）の活用方針。
  - 地域ブロック内の最終処分場の活用方針。
  - 他の地域ブロックとの連携方針。
  - 再生利用の積極的な実施方針（復旧・復興事業等での再生資材の活用方針）。
  - 「4.(2)③ 目標期間及び特例地域の設定」を踏まえつつ、廃棄物の種類や処理の段階に応じた災害廃棄物処理の目標期間を設定。
- ⑤ 地域ブロック内におけるネットワークの構築
- 地域ブロック協議会等を主体とし、地域の有識者や、建設業協会や解体業組合等の民間事業者団体と連携したネットワークを構築。
  - 各関係者の役割と具体的な対応内容。
  - D.Waste-Net への応援要請、大規模な災害発生時における活動方針の作成。
- ⑥ 地域ブロック内関係者の合同訓練、セミナーの実施
- 行動計画の段階的な充実を念頭においた年次計画の作成。
  - 合同訓練等の実施結果の評価及び教訓化に向けたフィードバック。

- ⑦ 地域ブロック内の関係者の対応状況の共有
  - 地域ブロック内の関係者の災害廃棄物対策の実施状況。
  - 地方自治体等の災害廃棄物処理計画の策定状況。民間事業者等のBCP（事業継続計画）の策定状況。
  - 既存施設リスト（災害廃棄物を受入れ可能な施設のリスト、セメント等の製造事業者による協力の可能性等）、仮置場や仮設処理施設の候補地リスト、災害協定の締結状況、民間事業者からの有用情報の共有等）。
- ⑧ 行動計画の点検・見直し
  - 点検・見直しの基本的な考え方。
  - 合同訓練や災害対応経験のフィードバック。

### （３）地域の災害廃棄物関連計画等との連携

- ① 地方自治体においては、通常規模の災害に備えて災害廃棄物の処理計画を策定しておくとともに、大規模な災害の発生に備えて、地域ブロックで策定した行動計画に基づいて相互に連携・協力する。

## **4. 大規模な災害時の国のリーダーシップと発災後処理指針の策定**

### （１）基本的な考え方

- ① 災害対策基本法に基づき政府に「緊急災害対策本部」が設置された場合には、改正法案に基づき、環境大臣は災害を政令指定して、処理指針を策定することが必要。
- ② 国のリーダーシップを適切に発揮するためには、発災後、遅滞なく実効ある処理指針を示すことが重要。
- ③ そのため、当該処理指針に盛り込むべき基本的な事項についてあらかじめ整理しておくもの。
- ④ 発生後の処理指針は発災から概ね１ヵ月以内に策定することを目指し、そのため必要な準備に万全を期す。

## (2) 発災後の処理指針（処理指針）に盛り込む事項

### ① 処理の推進体制

#### 【国の役割】

- 市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた都道府県による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、必要な財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理、再生資材利用促進等に向け、県外の地方自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等の支援を実施。

#### （国による代行処理）

- 地方自治体にて処理困難な場合には、災対法に基づく市町村からの要請を受けて、代行の要否を確認（東日本大震災の教訓を十分に踏まえ、被災地域の主体的な処理を支援するとの観点、及び国の直接的な関与により被災地域全体の処理期間が短縮される等、より合理的な処理を実現できるかとの観点）した上で、国により代行処理を行う。
- 代行処理の実施に当たっては、仮設処理施設の有効活用の観点から、国設置の仮設処理施設においては代行処理の対象とする地方自治体以外から排出された災害廃棄物についても受入れ可能とすること、等を要件として求めることの検討が必要。

#### 【都道府県の役割】

- 仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、協議会等を通じ市町村等との総合調整を行い、具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成。
- 実行計画の作成に当たっては、必要に応じて有識者等の技術的支援を要請する。

#### （地方自治法に基づき、被災した市町村から事務委託を受けた場合）

- 市町村に代わり県が処理を実施。

#### 【市町村の役割】

- 域内のごみやし尿といった一般廃棄物について処理を行う。
- 都道府県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理に積極的に取り組む（被害状況の把握、都道府県と連携した処理の実施等）。
- 仮置場や仮設処理施設用地の選定、既存処理施設における災害廃棄物の受入れ（広域処理を含む。）に係る住民との調整において、中心的な役割を担う。

#### （被災しなかった又は被災の程度の軽い場合）

- 被災自治体からの要請に応じた広域的な処理の受入れを行うために住民等との調整等について主体的に取り組む。

#### 【民間事業者の役割】

- 発生する災害廃棄物の多くは平時は産業廃棄物として処理されているがれきや有害物質等であることから、一般廃棄物処理事業者だけでなく、産業廃棄物処理事業者や建設業者、解体

業者、セメント製造事業者等の協力を得るとともに、これらの事業者と有機的に連携し、地方自治体等からの委託を受けて処理を行う。

- 被災時に、大量の災害廃棄物を排出する可能性がある交通インフラ事業者等は、地方自治体と連携しつつ、災害廃棄物の処理を実施する。

## ② 発生量の推計

- 事前に整備しておいた地域ブロックの行動計画等を踏まえ、当該地域で生じた災害廃棄物の性状及び種類の概要を把握。
- 人工衛星や空撮等により被害の概況を把握し、災害廃棄物の発生量を必要な精度で迅速に推計。
- 新たな情報が得られた都度、推計精度の向上を図りつつ、推計量を見直し。

## ③ 目標期間及び特例地域の設定

- 災害廃棄物の処理を復旧・復興の前提と位置付け、あらゆる性状の災害廃棄物全体を同じ期間で処理するという目標ではなく、地域及び災害廃棄物の特性に応じた柔軟な目標としての期間を設定（腐敗性の廃棄物、可燃性廃棄物は早期の処理、不燃性のコンクリートくず等については、復旧・復興事業における再生資材の需要（内容や進捗等）に応じて柔軟に対応 等）。
- 仮置場への移動期間や処理期間（中間処理・最終処分）の設定。
- 災対法に基づき、廃棄物の処理及び委託等について特例的措置を適用する特例地域を指定。

## ④ 災害対策基本法等に基づく特例的措置

東日本大震災時に適用した特例的措置を念頭に次の事項をあらかじめ検討し、想定される具体的な内容を整理しておくことにより、発災後、②、③を踏まえ、適用すべき措置を決定。

- 災害対策基本法に基づく災害廃棄物処理の特例的措置。
- 廃棄物処理法に基づく災害廃棄物処理の特例的措置。
- その他の特例的措置（各種リサイクル法等）。
- 処理事業費の概算と特例的な財政支援。

## ⑤ 災害時におけるし尿、生活ごみの収集、処理体制の整備

- し尿の収集及び処理体制の整備について、災害時には公共下水道が使用できなくなることを想定し、発災後、初動時のし尿処理に関して、被災者の生活に支障が生じないよう、市町村は仮設トイレ、マンホールトイレ（災害時に下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ）の設置、簡易トイレ（災害用携帯型簡易トイレ）、消臭剤、脱臭剤等を確保する。また、仮設トイレのし尿の収集・運搬の方法、処理先、ルートを決め、必要な台数の車両・オペレータを確保する。
- 生活ごみの収集及び処理体制の整備について、自らの廃棄物処理施設が使用できなくなることを想定し、避難所等から排出される廃棄物の保管場所・方法、処理先、収集運搬ルートを決め、必要な台数の車両・オペレータを確保する。

⑥ 適正処理の確保（種類別の処理方針）

- 処理指針を踏まえて、被災自治体においては災害廃棄物処理実行計画を策定。
- 域内で発生した有害物、危険物、腐敗性廃棄物及び処理困難物について、その種類別に、発生量、性状、有害性及び危険性等の情報を関係者と共有し、発災前にあらかじめ検討していた処理方法や処理先（再生資材の活用先も含む）で適正に処理。発生した廃棄物の種類ごとに処理の優先順位を決定。

⑦ 処理フローの作成

- 域内での処理フローを検討し、各主体の役割分担に基づき、被災現場から最終処分場までの一連の処理フローを作成。
- 有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物（水産加工品や食品等の腐敗性廃棄物、家電及び自動車等のリサイクル対象品、アスベスト及びPCB廃棄物、船舶、漁網等）とそれらへの対処方法（海洋投入処分、各リサイクル法に準じた処理、PCB等の専門処理施設への搬出等の処理）について明らかにする。
- 仮置場・仮設処理施設に係る技術的な情報を整理（必要面積の算定方法、施設の配置計画例、用地の造成、仮置場への搬入作業に必要な資機材の確保等）。
- 思い出の品や貴重品の取扱について整理。

【収集・運搬】

- 道路啓開により道路際や空地等に集積された廃棄物を速やかに一次仮置場へ運搬、撤去。
- 損壊家屋の撤去等について、東日本大震災時の対応を踏えて対応。
- 金庫、思い出の品等、がれきに混在するものであって、特別な配慮が必要なものについて別途の対応を検討、実施。

【仮置場】

- 発災前から選定した仮置場の候補地を活用。
- 国は使用可能な国有地の情報を整理して地方自治体に提示。
- 災害廃棄物の処理により周辺環境を汚染しないよう仮置場の設計及び選定手法を提示。
- 環境対策、モニタリングを適宜実施。
- 仮置場における火災対策を周知。

【分別】

- 一次仮置場に持ち込む前の段階等、処理の早い段階で分別を実施。

【中間処理】

- 再生利用量に必要な性状を考慮して、混合状態で仮置場に搬入される災害廃棄物の分別・選別を実施。移動式の処理装置の活用や仮設の処理施設を設置し、処理能力を確保。後工程となる焼却処理や再生利用を効率的に行う観点から処理方針を検討。
- 選別された可燃物については、既存の焼却処理施設を効果的に活用（広域処理の実施も検討）するとともに、仮設の焼却炉を設置し、処理能力を確保。焼却灰の再生利用の可能性を検討。

【鉄道・船舶による広域輸送】

- 鉄道や船舶による広域輸送については、②、③を踏まえた広域処理の必要性に基づき、広域

的な観点から、地域ブロックでの連携・協力体制を活用し、あらかじめ想定した輸送の核となる駅や港までの輸送ルートを確認。

- 輸送量に応じて運搬等で必要となる燃料や資材、人員を確認。

【再生利用等】

- 復興事業との連携（技術・システム検討WGにて整理された再生利用の品質基準等）。
- 再生利用の積極的な実施、再生利用先の確保。

【最終処分】

- 再生利用等によりできるだけ減量を図った上で、対象物の性状に応じた最終処分を実施。その際、被災地域内の処分場や被災都道府県の公共関与による処分場を最大限活用した上で、広域処理を検討。

⑧ 処理全体の工程表の作成と処理の実施、進捗管理

- 処理指針や実行計画における、処理の優先順位や目標期間を踏まえた処理全体の工程表を策定。
- 工程表に基づき、きめ細かな進捗管理を行い、適宜計画の改善を図りつつ処理を実施。

⑨ 住民、被災者への対応

- 各種相談窓口の設置
- 思い出の品や貴重品の対応、警察等との連携
- 災害時の環境対策、モニタリング方法の検討
- 住民等への啓発・広報 等